

奈良県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲井 房孝	大和郡山市横田町八二三―一
〃	橋下 勝彦	〃 〃 七三四―二
〃	金居 秀典	〃 〃 八六〇
〃	森川 武男	〃 〃 一二八四
〃	仲井 敏夫	〃 〃 一三〇四―五
〃	西田 英雄	〃 〃 櫛枝町二三二
〃	浅井 宏章	〃 〃 一一九
〃	岡本 晃	〃 〃 伊豆七条町二一六―二
〃	東田 安紀	〃 〃 二三七
〃	植松 章一	〃 〃 新庄町三一九―二
〃	植松 忠司	〃 〃 三六二
監事	茶谷 勉	〃 〃 横田町八八三
〃	南本 眞治	〃 〃 伊豆七条町二二八
〃	奥本 正昭	〃 〃 新庄町三二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲井 房孝	大和郡山市横田町八二三―一
〃	橋下 勝彦	〃 〃 七三四―二
〃	川端 正則	〃 〃 八三九―一
〃	岡田 清治	〃 〃 一二六九
〃	仲井 敏夫	〃 〃 一三〇四―五
〃	西田 英雄	〃 〃 櫛枝町二三二
〃	浅井 宏章	〃 〃 一一九
〃	岡本 晃	〃 〃 伊豆七条町二一六―二

〃	〃	監事	〃	〃	〃
奥本 正昭	南本 眞治	茶谷 勉	乾 貞夫	植松 忠司	東田 安紀
〃	〃	〃	〃	〃	〃
新庄町三二四	伊豆七条町二二八	横田町八八三	〃 二三五	新庄町三六二	〃 二三七